# 平成30年度予算編成方針

# 1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、名目GDP、企業収益ともに過去最高の水準に達し、有効求人倍率が史上初めてすべての都道府県で1倍を上回り、失業率は2.8%と22年ぶりの低水準となっている。9月の月例経済報告でも、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで「緩やかに回復していくことが期待される。」としている。

政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」をはじめとした各種政策を着実に実行し、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小企業も含めた経済の好循環の拡大を図るとしている。

しかし、日本経済の潜在成長力の伸び悩みや将来不安からの消費の停滞なども懸念されており、その成果は全国津々浦々まで浸透していない。

国の平成30年度予算の概算要求総額は4年連続して100兆円を突破し、歳出が歳入を 大幅に上回り財源不足が明らかになっている。また、国債等の借金は、平成29年6月末時 点で1,078兆円と過去最大を更新し、返済に充てる国債費は歳出の4分の1を占めるなど、 厳しい財政状況が続いている。

平成31年10月に消費税率の引上げが予定されており、政府は、その増収分5.6兆円の うち4兆円について、国の借金返済に充てるとしていたが、その中の1.7兆円を「人づく り革命」の財源に使途を見直すとしている。これにより財政再建については実質先送りと した。

地方財政については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、 平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている が、経済財政諮問会議では自治体の基金残高が増加していることが問題視され、財務省は 地方財政計画への反映と地方交付税の調整の検討に入るなど、本市の行財政運営に大きな 影響を与えることが予想される国の動向に適切に対応していく必要がある。

# 2 財政状況と財政見通し

平成28年度決算において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、実質公債費比率、将来負担比率は国が示す基準を下回っている。指数的には健全財政といえるが、歳入全体に占める自主財源の割合は3割程度と低く、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.9%と前年度から3.1ポイント悪化しており、依然として財政の硬直化が進んでいる。

今後の財政見通しについては、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、地方財政の根幹をなす市税の大幅な伸びは期待できない。国の子育て支援拡充などによる扶助費や特別会計への繰出金の増加、公共施設の老朽化対策などの経常経費の増加が見込まれる。

また、複合施設の建設や真仁会の病院建設への財政支援、ごみ焼却場建設の財政負担など平成32年度から多額の財政需要が集中する。普通交付税においては、合併支援措置が平成32年度で終了する。その影響額は約3億4,000万円(平成29年度算定ベース)と試算しており、平成30年度は約1億7,000万円の減額が見込まれるため、今にも増して厳しい財政運営を強いられることになる。

このような財政状況に対応するため、五泉市行財政改革大綱に基づき事業を見直し、具体的な歳出の効率化を行い、行財政改革を一層加速させなければならない。経費節減へつなげる取り組みの実行により、最少の経費で最大の効果を上げ、市民サービスの向上に努めなければならない。

# 3 予算編成にあたっての基本的な考え方

子どもからお年寄りまで笑顔あふれるまちづくりを推進するため、第2次総合計画の将来像「ずっと五泉。~次の一歩を、ともに未来へ~」の実現に向けて、「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の取り組みが本格化している。市民が何を求めているか、自ら感じて、それに応えるためのメッセージ性のある事業を組み立てて要求してもらいたい。

厳しい財政状況のなかにあっても、目指す将来像の実現に向けて歩みを進めなければならない。その歩みを着実なものにするため、3 つの柱を重点分野として、**事業の選択と集中を行い、メリハリのある、将来を見据えた予算編成**とする。

「予算は政策の具体化である」ことを念頭に、各課において積極的な予算要求をされたい。

# 「ずっと五泉。~次の一歩を、ともに未来へ~」



- ○安全安心・心豊かに暮らせる"まち"づくり
- ○夢を育み未来のごせんを支える"ひと"づくり
- ○ごせんに元気と潤いをもたらす"**しごと**"づくり



「住んでよかった 住みたいまち 五泉」の実現

職員一人ひとりが新たなことにチャレンジする気概を持ち、各課長のリーダーシップのもと、全職員が自らの予算として、以下の事項に留意し取り組むこと。

- (1) 予算は通年予算として編成する。なお、年度途中の補正は制度改正に伴うもの、災害復旧など緊急を要するもの、その他真にやむを得ないもの以外は原則行わない予定であること。
- (2) 新規事業や既存事業の拡充は、補助金等の活用はもとより、既存事業の見直し、スクラップアンドビルドを徹底し、必要な財源を確保し要求すること。
- (3) 第2次総合計画前期基本計画で予定している新たな取り組みについては、計画に遅れることなく着実に実行すること。
- (4)総合戦略事業を着実に実行するため、数値目標、重要業績評価指標(KPI)に対する検証結果を、事業の見直しも含め予算要求に反映させること。
- (5) 漫然と前例を踏襲した予算要求や需要のみを訴え、改善・合理化の工夫がない予算 要求は行わず、手法の合理化、運用の改善を図るなど職員の英知を結集し、経費の縮 減を果たした予算要求とすること。
- (6) 新規事業の予算化(総合戦略事業を含む)については、原則として事業の終期を設定し、後年の負担を明らかにして見積ること。
- (7) 事業名や科目名については、その目的や内容が分かりやすく、PR効果のある表現 になるよう工夫すること。
- (8) 議会及び監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨を十分検討し要求に反映させること。
- (9) 算定根拠となる人口やサービス対象者の数値を、的確に反映させること。
- (10) 様々な計画を策定しているが、策定をもって終了ではなく、その計画を市民にどう 浸透させ、どう活用したら市民のためになるのかを考え取り組むこと。
- (11) 市単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じて制度改正を積極的に行うこと。

- (12) 国の予算や地方財政計画等が決定していないため、現行制度に基づき編成するが、 国の政策決定がなされたものや、国、県の予算案が判明したものは、予算編成途中で あっても修正することとする。
- (13) 国、県の補助事業については、対象となるものは必ず補助要望すること。また、制度変更等にも的確に対応し、補助の打ち切りや補助割合の変更などがあった場合は、事業の打ち切りや縮小を行うこと。市単独事業への振り替えは認めない。なお、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招くことのないよう留意すること。
- (14) 国の予算編成において、裁量的経費について要求の上限が示され、これとは別に重点施策向けの予算要求「特別枠」が設けられている。裁量的経費に計上してきた補助事業を、補助のメニューはそれほど変わらないまま事業統合を行い、「特別枠」で予算要求される場合もあるので、情報収集を行い適切に対応すること。
- (15) 補助金交付にあたり、必要性や費用対効果、補助率等について精査、検証して、「五 泉市補助金交付基準」により、徹底した見直しを行うこと。
- (16) 事業の民間委託や指定管理者制度の導入など、費用対効果を見極め活用し、経費の 節減等に努めること。
- (17) 事務事業評価を基に、すべての事業について目的及び内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に改善し、D評価など課内優先度の低い事業は思い切った見直しや廃止をすること。
- (18) 事務事業評価を予算査定の参考とするので、直近の評価表の「事務事業の今後の方向」欄の評価と課内優先度を、要求書事業概要欄に必ず記入すること。
- (19) 特別会計においては、財源を安易に一般会計に依存せず、国、県補助金や自主財源 の確保に努めること。さらに、経営の合理化と経費節減に努め、これまで以上に独立 採算を徹底して財政健全化を図ること。
- (20) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。

# (21) 以下の費目は、それぞれ指示する範囲を要求の上限とする。

予算要求枠	対象経費
平成 29 年度当初予算額を 上限とするもの	<ul><li>・時間外勤務手当</li><li>・交際費</li><li>・修繕料</li></ul>
平成 29 年度当初予算額の 95%の額を上限とするもの	<ul><li>・食糧費</li><li>・印刷製本費</li><li>・賄材料費</li></ul>
平成 29 年度当初予算額の 90%の額を上限とするもの	<ul><li>・消耗品費</li><li>・医薬材料費</li><li>・原材料費</li></ul>

<sup>※</sup>特殊要因がある場合は、上記の額に所要額を加算することができる

# 「歳入に関する事項」

歳入全般において新規の財源確保策について積極的に提案し、増収に努め財源の確保 を図ること。見積りにあたっては、社会経済の動向、国、県の最新情報等を収集すると ともに、関係機関と十分協議すること。

#### 市税

- ○経済情勢や税制改正等の動向を十分勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を見積ること。税負担の公平を期するため、課税客体等の的確な把握と収納率の一層の向上に努めること。
- ○収納率については、近年向上の傾向が見られるが、更なる向上に 向けて取り組み、前年度以上の水準を目指すこと。
- ○コンビニ収納について積極的にPRし、利便性の向上に伴う収納 率向上を図ること。
- ○負担の公平性の観点から、不納欠損が生じることの無いよう収入 未済額の解消に最大限努めること。

#### 国・県支出金

- ○国・県の予算編成の動向や、制度改正を的確に把握して見積ること。
- ○確保にあたっては、適合性、必要性および効果等について十分検 討を行い、一般財源の負担も考慮して選択的な導入に留意すること。
- ○現在実施している事業で、国・県支出金の財源が見込めるものは、 積極的に行動し財源として確保すること。

#### 使用料、手数料

- ○利用者数の実績等を的確に把握し、年間収入見込額を適正に見積 ること。
- ○受益者負担については、平成31年10月の消費税率引上げに併せて見直しを予定しているため、平成30年度中に条例改正も含めて事務を進めること。

#### 市債

○事業の適債性や後年度の財政負担を考慮し、普通交付税が措置される等の市債を活用すること。市債を見積る場合は、必ず事前に 財政課と協議すること。

#### その他

- ○遊休資産については、積極的な処分に努めること。また、暫定的 な利用として貸し付けるなどの有効活用を図ること。
- ○諸収入等その他の歳入についても、最大限収入の確保に努めるこ と。

- ○全職員が、歳入確保のための提案を積極的に行うこと。
- ○引き続き一般財源の確保に努め、封筒の有料広告、広報やホームページ広告等の拡大に取り組むこと。

# 「歳出に関する事項」

経費の見積りにあたっては、事務事業評価を基に効率的な執行と事務経費の節減を念頭に、再度検討、精査すること。なお、複数の課に関連する事業については、事前に十分な調整を図ること。

### 人件費

- ○総務課から別途通知するので、それに基づき要求すること。
- ○附属機関等の委員報酬については、条例等を確認して適正に見積る こと。なお、報償費による不適切な支出が見受けられるので注意す ること。

#### 賃金

- ○新規事業や事業拡充に伴う臨時職員については、すべて総務課と協議すること(継続的、雇用形態に変更の無い場合は、協議は必要としない)。
- ○産休・育休代替、長期病欠などの臨時職員についても、総務課と協 議すること。
- ○臨時職員賃金については、総務課で示す単価表に基づき見積ること (通勤費相当額、社会保険料等含む)。

#### 旅費

- ○附属機関等の視察研修については、特別な場合を除き隔年とする。
- ○全国規模の研修については、特別な場合を除き認めない。
- ○隣接県、関東圏への出張については、日帰りを原則とする。
- ○随行による出張は1名とする。なお、業務内容によっては認めない 場合もある。
- ○公用車、フリー公用車を活用すること。
- ○旅費に関する条例に基づき、適正に見積ること。
- ○宿泊を伴う出張は、必要最小限度にすること。

## 消耗品費

- ○徹底的な見直しを行い、削減に努めること。
- ○課内で使用しなくなったもの、また、不足しているもの等がある場合は、グループウエアを活用して情報を発信し、各課が融通しあいながら効率的な使用に努め、経費の削減を図ること(備品も同様)。
- ○インターネットを最大限に活用することにより情報収集を行い、図書、追録、新聞など、あらゆる面において再検討し削減に努めること。
- ○物品の調達にあたっては、「五泉市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入に努めること(備品も同様)。

#### 8

#### 食糧費

○必要性を再検討し、削減に努めること。

#### 燃料費

○財政課通知による直近の燃料単価により見積ること。

#### 修繕料

- ○施設等の安全、適切な機能の維持に配慮し、現況を的確に把握して 優先度の高いものから、年次的、計画的に要求を行うこと。なお、 要求にあたっては、優先度の高いものから順に番号を付すこと。
- ○施設等の修繕については、一時的に多大な費用を要することの無い ように、計画的に行うこと。
- ○職員対応が可能なものは、原材料費等を活用すること。

#### 光熱水費

- ○過去の推移を考慮し、適正に年間所要額を見積ること。
- ○各施設とも節約対策を検討し、工夫して節約に努めること。

#### 印刷製本費

- ○市からのお知らせやPRは、最大限広報を活用すること。
- ○印刷物や冊子、印刷原稿は内部で作成するなど、工夫して経費の削減に努めること。
- ○過度な紙質やカラー印刷などを見直し、経費を削減すること。

#### 備品購入費

- ○予算の執行残による当初要求(個別要求)以外の購入は認めない。 なお、故障等により執行が必要な場合は、財政課と協議すること。
- ○個々の備品の積み上げにより要求し、新規、更新、追加等の要求理 由と優先順位を付すこと。

#### 役務費

- ○施設・車両保険料については、財政課からの資料により要求すること。
- ○市民が参加するイベントや教室などの傷害保険は、市民総合賠償補 償保険で対応すること。単独で加入する保険は、受益者負担を原則 とする。
- ○平成29年度当初予算額以下を目標とした内容の見直しを行うこと。

#### 委託料

- ○施設管理委託料のうち、財政課で一括契約しているものについて は、財政課からの資料により要求すること。なお、これらについて も、要求書に「財政課通知」とせずに積算根拠を記載すること。
- ○すべての委託業務について、必要性、業務内容、金額等、ゼロベースから見直して所要額を見積ること。
- ○平成29年度当初予算額以下を目標とした内容の見直しを行うこと。

#### 9

## 補助金、負担金

- ○積極的に整理を行い、「五泉市補助金交付基準」に基づき、限度額 や要綱の失効期限を設けるなど要綱の整備を図り、全般にわたり抜 本的に見直すこと。
- ○各団体の繰越金や収支状況等を把握し、慣例的な要求をすることな く、適正な額の算定に努めること。
- ○一部事務組合、協議会等に合理化を要請し、補助金や負担金が軽減 するよう積極的に働きかけること。
- ○公益性や公平性、目的の達成度合などを十分検討し、積極的な整理、 統合、縮小に努めたうえで、適切に見積ること。
- ○必要性の検証や費用対効果、補助率の適正化などから、個々の事業 について十分精査を行い、徹底した見直しを行うこと。また、奨励 的な補助金の創設にあたっては、必要性を検討しあらかじめ終期を 設定すること。

#### 扶助費

- ○市単独事業については、社会情勢を踏まえたものであるか、市が行うべき行政水準として適当であるかについて検討し、見直し可能なものについては見直すこと。
- ○財源を効果的に活用するために、事業効果の高い事業、緊急性の高 い事業等を選別し要求すること。
- ○事業の実施にあたり、国・県補助金など活用できる財源を十分研究 し、確保に努めること。

#### 投資的経費

- ○市債の発行は可能な限り抑制するので、市債を財源とする事業は必要最小限とすること。
- ○市長の公約、重点施策に資する事業を優先とし、総合計画との整合性に留意して事業費の見積りを行うこと。なお、国・県補助金についても遺漏の無いように調査、検討すること。

#### その他

- ○単価や数量等は的確に把握し積算すること。
- ○設備や機器の購入にあたっては、省エネ性能が高いものや、購入後 の経費の軽減が図られるものを検討して選定すること。

# 「新年度予算要求書について」

## 【1. 提出期限等】

(1) 提出期限 平成 29 年 11 月 9 日 (木) 退庁時まで (厳守)

(2) 提出先 財政課財務係

(3) 提出部数 ①予算要求書:下記表のとおり

②見積資料 : 下記表のとおり

課名	要求書	資料	課名	要求書	資料	課名	要求書	資料
総務課	7	5	企画政策課	7	5	財政課	7	5
税務課	7	5	市民課	7	5	環境保全課	7	5
健康福祉課	7	5	高齢福祉課	7	5	こども課	7	5
農林課	7	5	商工観光課	7	5	都市整備課	7	5
会計課	8	6	議会事務局	8	6	選挙管理委員会事務局	7	5
監査委員事務局	8	6	農業委員会事務局	8	6	消防本部	8	6
学校教育課	7	5	生涯学習課	8	6	スポーツ推進課	8	6
図書館	8	6						
国民健康保険会計	7	5	介護保険会計	7	5	下水道会計	7	5
簡易水道会計	7	5	川東財産区会計	7	5	後期高齢者医療会計	7	5

## (4) その他

①職員給与等:総務課資料によること(別途通知)。

②消耗品費 : 現行の単価表を参考にして見積ること。追録、専門雑誌、新聞は各

課で見積ること。なお、ぎょうせい、新日本法規出版、東京法令出

版分については、財政課資料によること (別途通知)。

③役務費等 : 建物損害保険、自動車損害保険、警備・清掃業務等の委託料および

公課費は、財政課資料によること(別途通知)。

④電算委託料:企画政策課資料によること(別途通知)。

※別途通知される資料は提出不要

## 【2. 要求書の入力等】

- (1) 要求書の入力について
  - ①政策的経費、経常的経費とも同一の入力画面となるので、各細事業科目の先頭に表示される(政)(経)を確認し入力を行うこと。
  - ②平成29年度当初予算要求内容は、平成30年度予算要求画面に引き継がれている ので活用すること。
  - ③事業概要欄については平成 29 年度の内容が引き継がれているので、変更がある場合は修正すること。なお、新規事業は必ず入力すること。
  - ④各課は本庁、支所で十分に連絡を取り、入力漏れの無いよう注意すること。
  - ⑤積算根拠となる単価等については、必ず要求書に記入すること。見積資料による場合は、資料の該当ページを要求書に必ず記入すること。なお、資料は最小限にし、A4 横左とじを基本として作成すること。
  - ⑥歳入は充当事業の内訳(充当先、金額等)を必ず入力すること。入力内容は歳出 予算要求書に打ち出されるので、入力後内容に間違いが無いか確認すること。
  - ⑦新規に科目を設置する場合は、下記のとおり行うこと。なお、一度作成した事業 や科目については、各課では削除できないので、削除する場合は財政課財務係に 連絡すること。
    - ・歳入 各課で設置できないため、財政課財務係に連絡すること。
    - ・歳出 款・項・目、事業は、各課で設置できないため、財政課財務係に連絡すること。

#### (2) 見積資料について

- ①旅費、食糧費については別紙明細書(共有書庫→予算編成管理→新年度予算要求 関係様式→旅費、食糧費明細書)により提出すること。消耗品費について明細書 の提出は不要とする。
- ②旅費、食糧費の明細書は、旅費と食糧費の関係がわかるように同列に記入すること。
- ③印刷製本費、備品購入費の積算根拠は、できる限り要求書に記入すること。記入できない場合は、別紙により提出すること。

- ④普通建設事業で、複数の予算科目により構成される事業は、別紙「事業箇所別表」 (共有書庫→予算編成管理→新年度予算要求関係様式→事業箇所別表)も併せて 提出すること(厳守)。
- (3)「平成30年度 予算要求総括資料」の作成について
  - ①今予算要求において、事務の改善・合理化などで経費の節減を図った取り組みや、 新たな財源確保の取り組み等について記載すること。
  - ②新規又は拡充する事業のうち、担当課において重点事業と位置づけるものについて、事業概要等を記載すること(法律等で関与が義務づけられた事業及び普通建設事業は除く)。
    - ※「予算要求総括資料」(共有書庫→予算編成管理→新年度要求関係様式→予算要求総括資料)要求書に併せて提出すること(提出厳守)

## (4) 提出方法について

- ①歳入予算見積書及びその見積資料は、政策的、経常的経費に振り分けをせず提出すること。歳出予算見積書及びその見積資料は、政策的、経常的経費それぞれ別冊にして提出すること。
- ②見積資料には、必ず一連のページ番号を付すこと。
- ③要求書は片面印刷とし、要求書、見積資料とも2穴(左側)をあけ、1部ずつクリップまたはひも綴じで提出すること。ホチキス止めはしないこと。

## 【3. 今後のスケジュール】

予算編成日程は下記のとおりとする。(行事等により変更する場合あり)

内 容	期間
入力期間	10月23日(月)~11月 9日(木)
提出期限	11月 9日(木)退庁時まで(厳守)
内容聴き取り	11月10日(金)~11月24日(金)
財政課長査定	11月27日(月)~12月19日(火)
財政課長査定各課通知	12月20日 (水)
復活要求書提出締切	12月21日 (木)
副市長査定	12月25日(月)~12月28日(木)
市長査定	1月 4日(木)~ 1月12日(金)
市長査定各課通知	1月16日 (火)